

【共済組合員の方へ】 2 月～4 月の超過勤務時間数によって、あなたの共済掛金額が 7 月から大幅に変わる可能性があります！

組合員のみなさまの毎月の給与から控除している共済掛金（保険料）。

この掛金の算定基礎となる「標準報酬月額」は、毎年 4 月から 6 月までの報酬（給料+諸手当（超過勤務手当は 2 月～4 月の超過勤務分））の月平均額で決定し、その年の 9 月から翌年 8 月までの 1 年間適用します【定時決定】。

「標準報酬月額」は、年 1 回の【定時決定】が基本ですが、固定的給与に変動※があり、かつ「すでに決定されている標準報酬月額の等級」と「固定的給与変動月以後継続した 3 か月間の報酬の月平均額から算定した標準報酬月額の等級」を比べて 2 等級以上の差が生じた場合には、変動後 4 か月目に標準報酬月額を改定します【随時改定】。

※ 毎年 4 月の昇給や、地域・扶養・通勤・住居手当などの変更も「固定的給与の変動」にあたるため、【随時改定】の対象となる場合は、随時、標準報酬月額が変わります。

昨年の地域手当の遡及改定については、差額調整が行われた 12 月を起算月として、【随時改定】の対象になる場合は 3 月に改定します。詳細は共済時報 No383(平成 27 年 12 月 2 日)を御参照ください。

【随時改定】の対象者は、「業務の性質上の保険者算定」を適用しません

また、【随時改定】は、【定時決定】に優先するため、【随時改定】の対象者は、【定時決定】の例外である「業務の性質上の保険者算定」(過去 1 年間の報酬の年間平均で標準報酬月額を決定)の対象にはなりません。

<随時改定の要件> 以下の 3 つの要件に該当した場合に適用されます。

○要件 1 固定的給与※に変動があること

※ 固定的給与 報酬のうち、勤務実績に関係なく月等を単位として、一定の額が継続して支給される報酬	○ 給料
	○ 諸手当のうち 地域、扶養、住居、初任給調整、単身赴任、特殊勤務（月額・定率）、通勤（6 か月定期は 1 か月相当で計算）、管理職 等
非固定的給与 (固定的給与以外のもの)	○ 諸手当のうち 特殊勤務（日額）、超過勤務、宿日直、管理職員特別勤務、休日給、夜勤、寒冷地 等

○要件 2 「すでに決定されている標準報酬月額の等級」と「固定的給与変動月以後継続した 3 か月間の報酬の月平均額から算定した標準報酬月額の等級」を比べて 2 等級以上の差がある場合

○要件 3 2 等級以上の差が、固定的給与と 3 か月間の報酬の平均額のいずれもが増額、または、いずれもが減額した場合に限り適用します(固定的給与は増額したが、非固定的給与が減額したことにより報酬平均額が減額した場合、または、その逆の場合には、随時改定の適用対象とはなりません)。

(↑は増額、↓は減額)

報酬	固定的給与	↑	↑	↓	↓	↑	↓
	非固定的給与	↑	↓	↓	↑	↓	↑
報酬平均額（3 か月）		↑	↑	↓	↓	↓	↑
随時改定の適用		○	○	○	○	×	×

変動の要因である「固定的給与」と変動の結果の「報酬平均額」の矢印が同じ向きるとき随時改定となります。